

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産 定額法（直接法）
無形固定資産 定額法（直接法）

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金

職員に対して将来支給する退職手当のうち、当該会計年度までに負担すべき額を見積り、計上している。

2. 法人で採用する退職給付制度

社会福祉法人全国社会福祉協議会の全国社会福祉団体職員退職手当積立基金制度

3. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりとなっている。

- (1) 法人単位の計算書類・・・第一号第一様式（第十七条第四項関係）
第二号第一様式（第二十三条第四項関係）
第三号第一様式（第二十七条第四項関係）
- (2) 各拠点区分の計算書類・・・第一号第四様式（第十七条第四項関係）
第二号第四様式（第二十三条第四項関係）
第三号第四様式（第二十七条第四項関係）

(3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

総合福祉センターしいの木拠点（社会福祉事業）

- ・法人運営事業
- ・退職金積立事業
- ・基金積立事業
- ・福祉活動推進事業
- ・福祉フェスティバル事業
- ・奨励費支給事業
- ・ボランティアセンター事業
- ・共同募金配分金事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・くらし資金貸付事業
- ・日常生活自立支援事業
- ・在宅福祉サービス事業
- ・介護予防支援事業
- ・成年後見センター事業
- ・総合福祉センター事業
- ・児童センター事業
- ・障害者相談支援事業
- ・ヘルパーステーション事業
- ・デイサービスセンター事業
- ・福祉作業所事業

総合福祉センター南館ひまわり拠点（社会福祉事業）

- ・総合福祉センター事業
- ・児童館事業

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
定期預金	1,000,000	0	0	1,000,000
合 計	1,000,000	0	0	1,000,000

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

6. 担保に供している資産

該当なし

7. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

（単位：円）

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（固）	9,596,400	1,427,213	8,169,187
車輛運搬具	6,445,412	6,445,407	5
器具及び備品	7,284,639	7,090,378	194,259
合 計	23,326,451	14,962,998	8,363,451

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

9. 関連当事者との取引の内容

該当なし

10. 重要な偶発債務

該当なし

1 1. 重要な後発事象
該当なし

1 2. 合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要
該当なし

1 3. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかに
するために必要な事項
該当なし